

## 加西ふるさとミーティング 2019 秋

校区名	開催日	開催場所
富田小学校区	令和元年 10 月 31 日 (木)	富田会館

質問・要望等	回答者	回 答
1 富田小学校は統廃合されるのか。 統廃合の基準は。	ふるさと創造部	市内の 11 小学校は残す方向であるが、基準を満たしていない学校もあるので今後のあり方について議論を始めたいと考えています。統廃合の基準は文科省で適正規模が示されているが強制されるものではありません。地域の実情や特殊性を考慮し柔軟な対応をしています。
2 市道小谷西谷線の拡幅予定区間の簡易補装が傷んでいるので現地確認してほしい。	都市整備部	全面的に改良や補装は膨大な事業費が必要なのですぐに着工はできません。ただ、ひどい箇所については調査を行い、部分的に補修していきたいと考えています。
3 市道小谷西谷線の拡幅予定時期は。 また、県道から一つ目の交差点までの拡幅予定時期は	都市整備部	年次計画の中で位置づけて整備をしたいと考えていますが、事業を開始する時期については明確にお答えできない状況です。ご質問の区間については、今の事業範囲なので今年度から順次着工していきます。
4 吸谷町も太陽光発電施設が 3 か所あり、市条例に引っかからない面積で建設されている。 5000 m <sup>2</sup> 以下を対象とできないのか。1000 m <sup>2</sup> 未満について指導できないのか。	都市整備部	分家住宅が 500 m <sup>2</sup> 未満、農家住宅が 1000 m <sup>2</sup> 未満という規制があります。太陽光発電だけをピンポイントに規制をかけることはできないし、対象規模を小さくすると個人の開発に影響します。規模が 1000 m <sup>2</sup> 未満については地域の中で話をしていたただかなければならないと考えます。

5	市道西谷坂元線と県道中寺北条線の交差点の信号機はいつ設置されるのか。	都市整備部	新聞報道にありましたように、早速県警本部が現地確認をしていただき、今年度内の早い時期に設置されると聞いています。
6	質問 2 で説明させていただきますとなっているが、それから先の進行はどのようになっていくのでしょうか。またタクシー券の増量はどのようになるのか。	ふるさと創造部	地域主体型の導入に向けた支援を考えています。利用される方の人数、場所、時間帯、目的地などの情報を地域で把握してもらい導入の形態を導き出すこととなります。タクシー券は、障がい者と免許証返納者を対象に福祉施策として実施しています。
7	障がい者については、すぐにタクシー券を増量してもらえるのか。	市長	福祉制度全般の総合見直しを2年前に1回実施し増やしています。その時に1回使える枚数も増やしています。障がい者に限っては利便性の向上を順次高めています。団体とも協議しながら必要であれば検討していきたいと考えています。地域主体型は宇仁地区で進みつつあり、この姿が明らかになれば、富田でもご利用いただければと思います。幹線のコミバスの充実も必要と考えています。
8	なぜネッピーバスが富田地区を回ってくれないのか。	市長	市内全域に走らそうとすればそれなりの費用がかかります。 バスだけで6千万円、北条鉄道の赤字補填が2千万円です。これを他の地域も拡大することは、財政的に無理があると考えています。
9	高速泉バス停の造成をするようだが、北条については何か検討されているか。	市長	北条のバス停もしたいと考えていますが、既に民間が駐車場を運営されています。市が無料駐車場を建設すると民業圧迫となります。そこで、市が借上げて無料駐車場を整備したいと提案しましたが同意されませんでした。当面の間は、市内全域の方が泉バス停を利用していただけたらと考えて、泉バス停を充実させています。
10	加西市では体育館といえば体育センターになるが、イベントを開催するには近隣市町と比較して見劣りがする。調査費が計上されたと聞いたが今後の体育館計画を教えてください。	ふるさと創造部	調査をしましたが、求められる体育館はアリーナ規模であり膨大な事業費が必要となります。財政的な状況は余裕のある状況ではありません。現状、鶉野飛行場関連の取組や病院の耐震化を踏まえ、もうしばらくお待ちいただくことになると考えています。

11	<p>気球が中国道より南で飛行すると白鳥がいなくなるので、中国道から北側で飛行できないのか。</p>	<p>ふるさと創造部</p>	<p>可能な範囲で共存させたいと考えています。 状況を把握しながら指導していきます。</p>
12	<p>太陽光設置の前後で状況が変わっている。同意したが、水路から水が溢れ県道上を雨水が流れる。災害ということで行政が指導してくれたらいいのと思うが。</p>	<p>都市整備部</p>	<p>造成により水の流れる速さが変化します。そこで下流まで水路を改修ということになれば、個人の家を建築する場合も同じように改修することになるため、規制できないのが現状です。ただし一定規模以上については対処するように法律で決まっています。1ha 以上になると調整池を設置し一時的に雨水を溜め下流に影響しないようにしますが、それ以下については規制できません。地域で話をさせていただいて、その人だけに負担してもらうのではなく、農業排水であれば多面的機能交付金、市道であれば市の整備となります。行政で協力できることがあれば相談してほしいと考えています。</p>